

## 一般財団法人横浜市教育会館 利用規約

(営業日・営業時間など)

1. 一般財団法人横浜市教育会館（以下当館といいます）の営業日・営業時間は、下記の通りです。

年末年始及び当館の定めた休館日

使用時間は 9：00～17：00

なお、事前申し込みにより 8：00～22：00 まで可能

夜間の会議室・研修室の利用については、ホール使用時のみ貸出いたします。

使用時間とは、準備から後片付等に要する時間までです。利用時間内に一切完了するよう厳守してください

(使用手続きなど)

2. 使用の申し込みについて

申し込み WEB 専用ページのみ

使用時間帯は、午前（09：00～12：00）・午後（13：00～17：00）・夜間（18：00～22：00）の3区分となっています。

ホール及び会議室・研修室の申し込みは使用希望日の 1 年前の 1 日から受け付けます  
申込みより 1 週間以内に当館にて使用の可否を審査致します。この際、主催者の活動内容が分かる資料の提出をお願いする場合があります。使用の可否判断の理由についてはお答えできません。

承認のご連絡は致しておりません。確認を行った上で、当館より請求書を発行致します。  
なお、当館より請求書を発行した時点で、契約成立とし、これ以降の取消しについては、下記に定めるキャンセル料をいただきます。

※キャンセル料は HP 内料金表をご確認ください

予約とキャンセルを繰り返し行う団体については使用をお断りさせていただく場合がございます。

利用日までに催事内容、使用備品等の打ち合わせを行ってください。打ち合わせにはプログラム進行表・台本等をご持参下さい。

打ち合わせのない場合は、施設備品の使用や人員の調整が出来ないことがあります。

(使用の制限)

3. 当館は、教育・文化の振興と子どもたちの幸せを守り、はぐくみたいと願う教職員の協力で設立しました。以下のいずれかに該当するときは、使用をお断りします。また、契約成立後に該当することが判明した場合は、催告なく、契約承認の取消し、ホール・会議

室使用中の催事中止などの措置を講じます。この場合、使用料の返還や損害の賠償はいたしません。

申込者またはその関係者（代理、媒介及び下請負人等を含む）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合。

- ①自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的で反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与があると認められるとき
- ③その他反社会的勢力と密接な関係を有しているとき

申込者またはその関係者（代理、媒介及び下請負人などを含む）が自ら、または第三者を利用して当館ホール・会議室運営者や当館のテナント（以下会館関係者という）に対し、以下の各号の一にでも該当する行為をしたとき

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて会館関係者の信用を毀損し、または会館関係者の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

法令等に違反、もしくは抵触する恐れがあると認められるとき

催事が公序良俗に反する恐れがあると認められるとき、及び公益を害する恐れがあると認められるとき

催事がネズミ講、マルチ商法、その他これに類する商取引に関する内容と認められるとき騒音・その他により、他に迷惑（混乱）が生ずると思われるとき（ホール、会議室内でロック・太鼓等の音楽、出演者多数のダンス、振動や大音量等により、当館のテナント等の業務及びその利用者に不都合が生じる恐れがあると認められる場合など）や会議室内での楽器演奏、発声などを行うことなど

催事によって、施設または設備を損傷する恐れがあると認められるとき、及び施設または設備の管理上、支障があると認められるとき

その他、当館が不相当と判断したとき

(使用の中止等)

4. 上記に定める 8 項目のほか、以下のいずれかに該当する場合は、催告なく契約承認の取消し、催事中止の措置を講じることがあります。この場合、使用料の返還や損害賠償はいたしません。

本事項に違反したとき

使用申込書の記載に虚偽があったとき、及び申込書の記載内容が大幅に変更されたとき、及び催事の内容が申込書の記載と異なったとき

催事が社会的な批判を招く恐れのある政治主張、宗教、及び社会運動等を喧伝、拡大する目的と認められるとき

申込者またはその関係者（代理、媒介及び下請人等を含む）、関係団体が、過去に当館、及びその他の会場で施設管理上のトラブルを起こしたと認められるとき

その他、施設の管理運営に混乱、危険を及ぼす恐れがあると判断したとき

(注意事項)

#### 5. 使用についての注意事項

使用時間については、「準備・後片付け」の時間が含まれます。使用時間の延長は原則として認めません。(引き続き同会議室で空きがある場合はご相談に応じます。)

会議室の机、椅子は可動式です。会議の都合で移動される場合は使用後原状回復してください。なお、レイアウト変更は使用者にて行ってください。

ホールでは音響担当者により事前対応しますが、照明などの操作は使用者にて行ってください。(基本的にセルフサービスとなります。)

貸し出し備品の操作については、主催者にて行ってください。

使用にあたっては、安全のために、事前に会場を確認した上で、主催者責任管理のもと、催事を行ってください。なお、催物の運営に関し、当館は一切責任を負いません。

使用の際、ホール・会議室、設備器具等を毀損または紛失された場合、その損害を弁償していただきます。

ホール・会議室の使用終了後はかならず会館事務局までご連絡ください。

(実施サービス)

#### 6. サービス等について

コピーFAXをする場合は、1階事務局(9:00~17:00)にて承ります。(有料)

自動販売機は1階、4階設置してあります。

車椅子用のエレベーターは左側1号機、バリアフリー仕様トイレは4階です。

おむつかえ台は1階女子トイレ内です

クロークの設備はありません。

(駐車設備)

#### 7. 駐車設備等について

ホールをご使用いただく主催者の車輛は、2台まで無料で駐車できます。

本駐車場内での盗難、損壊などの事故が発生した場合、また他車とのトラブルが発生した場合、当館では、一切の責任を負いません。

(資料などの搬入)

#### 8. ホール・会議室使用の資料の搬入について

荷物の事前搬入については、荷物は使用日、室名、団体名を必ず明記の上、「事務所気付け」にて発送してください。施錠出来ない箇所での留め置きとなる為、荷物の紛失、盗難、破損等による一切の責任は負いません。

ゴミは原則お持ち帰りください。どうしても不可能な場合は、当会館指定業者専用のゴミ袋を購入して頂きます。

※会館1階 事務局にて販売

可燃物用 1枚 310円 (45L)

不燃物用 1枚 440円 (45L)

(主な禁止行為)

#### 9. 掲示、配布、募金行為等の禁止や販売について

当館敷地内及び館内で、会館責任者の了解を得ずに掲示、のぼり等の設置、印刷物等の配布、募金行為は禁止します。

館内の所定の場所(2,4階の喫煙室)以外は全館禁煙です。

当館が許可したエリア以外への立ち入りは禁止します。

火気の使用は原則禁止です。

盲導犬、介助犬、聴導犬等を除く動物の入館は禁止します。

ホール(座席数506名)をはじめ、各部屋定員があります。消防法上、定員は厳守してください。

ホール客席で飲食すること。

許可なく壁・柱・窓・扉等に貼り紙をし、または鋸類を打つこと。

申込書に記載した以外の目的で施設等を使用すること。

(災害)

#### 10. 災害対策について

火災その他災害予防にご協力いただくとともに、緊急事態発生に際しては係員の指示に従い、冷静に対処してください。また、開催前にあらかじめ非常口などを確認してください。

(官庁等への手続き)

#### 1 1. 官庁等に対する手続きについて

官庁その他への手続きは、使用者側で行ってください。手続き不備のため開催不能などの事態に対しては、当館は責任を負いません。

(免責)

#### 1 2. 責任区分

催事は、主催者が責任を持って運営をしてください。施設の維持・管理、入場者の整理・誘導、事故及び手荷物等の盗難防止等はすべて主催者の責任で行ってください。

上記の(使用の制限)(使用の中止)の項目の一つに該当したことを理由とした予約の取消し、催事開催中の使用中止によって主催者及び来場者等に生じた損害に関し、当館は一切の責任を負いません。

不測の事故や災害のため、ホール・会議室の使用が当館側の都合により不可能となった場合、使用料は返金しますが、その他の損害の補償はいたしません。

当館の使用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当館に故意または重大な過失がない限り、当館は一切の責任を負いません。

当館の責に帰すべき事由により、使用者が損害を被った場合の損害賠償については、当館は受領する使用料の範囲内で賠償するものとします。ただし、使用者の損害の内、機会損失等により得るべき利益に関しては、当館はその損害の責を負いません。

催事中に火災報知器が作動したことにより催事の進行、録音等に影響が出た場合、当館はその責任を負いません。

(その他)

#### 1 3. その他

上記については、2018年10月29日に制定したもので、今後予告なく変更する場合がありますので、予めご了承ください。